

熊谷市防災行政用無線固定系子局（屋外拡声子局）の使用に関する要綱
(平成30年3月8日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会又は自主防災組織（熊谷市自主防災組織補助金交付要綱（平成17年10月1日告示（甲）第6号）第2条第1号に規定する自主防災組織をいう。）が熊谷市防災行政用無線局管理運用規程（平成17年訓令第28号）第2条第3号に規定する固定系子局（以下「屋外拡声子局」という。）の放送設備を使用し、防災及び防犯に関する緊急性の高い情報等を放送することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(鍵の貸与)

第2条 屋外拡声子局の鍵（以下単に「鍵」という。）の貸与を希望する自治会又は自主防災組織（以下「自治会等」という。）は、防災行政用無線固定系子局（屋外拡声子局）鍵貸与申請書（様式第1号）を市長に提出し、鍵の貸与を受けるものとする。

(鍵の管理)

第3条 自治会等は、前条の申請により市長から鍵の貸与を受けたときは、当該鍵を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(放送設備の使用と留意事項)

第4条 自治会等が屋外拡声子局の放送設備（以下単に「放送設備」という。）を使用し放送する場合は、次の点に留意するものとする。

(1) 放送の内容は、次に掲げる事項に限られるものとする。

ア 自治会等が主催し次号に規定する対象地域内において実施する防災又は防犯に関する啓発に関する事項

イ 自治会等が主催し次号に規定する対象地域内において実施しようとした行事が中止となった場合における当該行事の中止に係る事項（緊急に対象地域内への周知を行う必要があり、他の方法により周知を行うことが困難である場合に限る。）

ウ その他市長が特に必要と認める事項

(2) 放送の対象地域は、当該自治会等の属する地域とする。

(3) 放送の開始にあつては、必ず「〇〇からお知らせします。」等、当該自治会等による放送であることを明確にし、放送に伴う問い合わせ等には、万全の対応を期すものとする。

(4) 放送時間は、原則として、午前7時から午後7時までとする。

(5) 放送中であっても、市又は全国瞬時警報システムからの無線放送が優先されるため、当該放送が中断された場合は、無線放送の終了後、再度放送を行うこととする。

(6) 学校周辺等に設置された放送設備を使用する場合は、授業や試験等の妨

げとならないよう、十分配慮するものとする。

(7) 誤操作によりサイレン等が吹鳴されてしまった場合は、速やかに訂正の放送を行うものとする。

(8) 放送設備は善良な管理者の注意をもって管理するものとし、放送設備の使用が原因となった故障については、使用した者の責において原状回復させることとする。

(放送内容の報告)

第5条 自治会等は、前条の規定により放送を行う場合は、その放送内容を防災行政用無線固定系子局（屋外拡声子局）放送内容報告書（様式第2号）により、市長に報告するものとする。

ただし、緊急を要し報告する暇がないときは、事後、速やかに報告するものとする。

(鍵の返納)

第6条 自治会等は、放送設備を使用する必要がなくなった場合は、市長に対して、速やかに貸与を受けた鍵を返納するものとする。

第7条 市長は、自治会等が放送設備の使用について、第4条各号の規定に違反することが認められた場合は、当該自治会等に対して鍵の返納を命じることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。